J60598-2-7 (H14)

照明器具 パート2:個別要求事項 セクション7:可搬式庭園灯器具

この電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づく基準は、IEC 60598-2-7(1982), Amd. No. 1(1987), Amd. No. 2(1994)に対応している基準である。

# 照明器具

パート2:個別要求事項

セクション7:可搬式庭園灯器具

## 7.1 適用範囲

IEC 598のパート2のこの章は、250V以下の白熱電球、蛍光ランプとその他の放電ランプを使用した庭園のような場所に用いる可搬形の台座付照明器具及び花壇のような場所に使用する移動灯器具に対する要求事項を規定する。なお、言及されているパート1の章と併せて読むこと。

# 7.2 一般的試験要求事項

IEC 598-1 (照明器具:共通要求事項及び試験)第0章の規定を適用する。パート1の適切な章に記述されている試験はこのパート2の章に述べられている順序で行うこと。

# 7.3 定義

この章のためにIEC 598-1の第1章の定義を適用する。

## 7.4 照明器具の分類

照明器具は、7.4.1と7.4.2の要求事項と共にIEC 598-1の第2章の規定に従って分類 されること。

- 7.4.1 電撃保護の形式に従って可搬形庭園灯器具はクラスⅠ、クラスⅡ、あるいはクラスⅢ に分類しなければならない。
- 7.4.2 塵埃と水気の保護の程度の等級により、可搬形庭園灯器具は、防雨、防沫、防噴流、 あるいは防浸形として分類しなければならない。

#### 7.5 表示

IEC 598-1の第3章の規定を適用する。

7.5.1 電源ケーブルの最大定格電流から計算された最大電力を、照明器具に取り付けられた 電源コンセントに近接して表示すること。

# 7.6 構造

7.6.1~7.6.7の要求事項と共にIEC 598-1の第4章の規定を適用する。

7.6.1 可とうコードの支えとクリップは絶縁物でできているか、あるいは、もしそれらが人が触れるおそれがあるか、あるいは人が触れるおそれのある金属部分に接触するならば 固定した絶縁ライニングを施すべきである。

合否は、目視検査により判定する。

7.6.2 移動灯器具は適当な安定性を有していなければならない。

合否は、器具が水平15度の角度に傾けた滑らない板の上で、通常の使用上の姿勢のうち最もきびしい状態に器具を置いて判定する。器具はひっくり返ってはいけない。

クランプ、スパイク、あるいは同様の装置で固定された照明器具はこの試験をしなく てよい。

7.6.3 電源用の可とうケーブルあるいはコードは、照明器具の通常使用であり得る、いかなる姿勢で使われても損傷を受けることがないような手段が施されていなければならない。

ケーブルの入口は地面からのよごれたはね水で逆に影響を受けることのないように位置 し、あるいは遮蔽されていなければならない。

合否は、目視検査により判定する。もし必要ならば据え付け試験により検査しなければならない。

- 注 例えば、この要求事項は地面に打ち込むためのスパイク上の停止板の手段で満足させられる だろう。この場合、地面からケープル入口の距離は少なくとも 10cm である。
- 7.6.4 IEC 598-1 の第4章の4.6 は適用しない。
- 7.6.5 可搬形庭園灯器具は2つ以上のケーブル入口があってはいけない。 合否は、目視検査により判定する。
- 7.6.6 他の照明器具に電力を供給するコンセントとそれに関連するプラグとの間の接続は、 塵埃と水気に対する保護等級は IP53 またはそれ以上であること。

クラス 照明器具の電源コンセントは、他のクラス 照明器具のコンセントにだけ接続ができるような非標準的なものであること。

注 - クラス 照明器具のコンセントにクラス 照明器具が接続された時、接地の接続ができなくなってしまうので、クラス 照明器具に標準プラグを用いた機器が接続できないようにするのがこの規定の目的である。

クラス 照明器具の電源コンセントは、クラス 照明器具又はクラス 照明器具のみが接続できて、かつ、次の規格に準拠していること。

IEC 83:配線用差込接続器の標準

IEC 906:家庭用差込接続器の IEC システム

合否は、目視検査により判定する。

7.6.7 ランプソケットとプラグはトラッキングに耐える材料であること。 合否は、IEC 598-1 の第 13 章 13.4 に記述の試験で判定すること。

### 7.7 沿面距離と空間距離

IEC 598-1 の第 11 章の規定を適用する。

### 7.8 保護接地

IEC 598-1 の第7章の規定を適用する。

## 7.9 端子

IEC 598-1 の第 14 章、第 15 章の規定を適用する。

## 7.10 外部及び内部配線

7.10.1 から 7.10.3 の要求事項と共に IEC 598-1 の第5章の規定を適用する。

7.10.1 可とうケーブルあるいはコードとプラグをつけないで出荷される可搬形庭園灯器具は、 可とうケーブルあるいはコードを適切に接続するために、端子、コード取付部及び入口 開口部がなければならない。

合否は、目視検査により判定する。もし必要ならば据え付け試験によりチェックすべきである。

7.10.2 下記の要求事項は、IEC 598-1 の第5章5.2.2 の修正である。

可搬形庭園灯器具では、非着脱式の可とうケープルあるいはコードは、245 IEC 53 タイプ(IEC 245 に詳述されている:定格電圧が 450/750 以下のゴム絶縁ケーブル)のコードより同等以上の厚さを有し、ポリクロロプレンあるいは同等の合成材料の外装のついたもの又は別表第一に適合するキャブタイヤコード又はキャプタイヤケープルであってその断面積が 0.75mm² 以上のものでなければならない。

合否は、目視検査により判定する。

# 7.11 感電に対する保護

IEC 598-1 の第8章の規定を適用する。

# 7.12 耐久性試験と温度試験

IEC 598-1 の第 12 章の規定を適用する。IP20 以上の IP 分類の照明器具は、9.2 の試験の後で、しかも IEC 598-1 の第 9章の 9.3 の試験の前に IEC 598-1 の第 12 章の 12.4, 12.5 及び 12.6 の試験を行う。以上は、IEC 598-2 のこの章の 7.13 に規定されている。

# 7.13 塵埃及び水気の侵入に対する保護

IEC 598-1 の第9章の規定を 7.13.1 の要求事項と共に適用する。IP20 以上の IP 分類の 照明器具に関して、IEC 598-1 の第9章の規定の試験の順序は、IEC 598-2 のこの章の 7. 12 に規定されているようにしなければならない。

7.13.1 クラス 可搬形庭園灯器具は起こり得る最も不利なひっくり返った状態で試験しなければならない。

## 7.14 絶縁抵抗と耐電圧

IEC 598-1 の第 10 章の規定を適用する。

# 7.15 耐熱、耐火性及び面トラッキング性

IEC 598-1 の第 13 章の規定を適用する。

